

令和3年3月26日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症疑い者が発生した際の高齢者施設等における
検査体制の構築について（依頼）

日頃から本県の高齢者福祉施策にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数については、本県を含め首都圏は予断を許さない状況です。

高齢者施設等では依然としてクラスターや感染者が発生しているところであり、県からの令和3年3月19日付通知においても、感染防止対策の徹底として、感染疑い者の早期発見や、感染者が発生した場合の早期対応などを各施設に対し依頼しているところです。

とりわけ、利用者に感染疑い者が発生した場合、速やかに施設内で検体採取を行うことが感染拡大防止の観点から効果的です。

そのため、協力医療機関の指示の下、適切な感染防御をした上で、可能な限り施設内で検体採取を行える体制の構築を検討するようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますのでご確認ください。

※ 本通知における感染症病原体検査については、本県で現在実施している高齢者施設等における従事者へのPCR検査事業には該当しません

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4855)

保健・居住施設グループ (内線 4857)

在宅サービスグループ (内線 4824)

施設内看護師による新型コロナウイルス感染症病原体検査の検体採取事例

施設内で発熱者等が発生した際、施設内看護師が検体採取を行うことで、検査の迅速化と入所者の負担の軽減を図る検査体制を構築している高齢者施設の事例を紹介する。

1 経緯

- ・ 発熱等の症状がありコロナが疑われる入所者に対し、近隣の協力病院で抗原検査等を実施してきたが、協力病院に入所者を連れて行かなければならず入所者、施設職員双方にリスクや負担があった。
- ・ そのため、施設内看護師が検体を採取して抗原検査等を実施できないか検討し、協力病院と話し合いを重ね、施設看護師による検体採取について協力病院から了解を得た。

2 検査等の流れ

- ① 発熱者等が発生した場合、速やかに隔離し、担当職員を固定。
- ② 協力病院等の医師から検体採取の指示により、協力病院等から入手した抗原検査キットを用い、施設内看護師が感染防御をした上で鼻腔から検体採取を行い、抗原検査を行う（結果は30分程度で判明）。
- ③ 上記の抗原検査の結果、陰性であっても②と同様の流れで協力病院等から入手したPCR検査キットにより鼻腔から検体採取を行い、検体を協力病院等に送付する（結果は翌日までに判明）。

3 施設内看護師が行うメリット・意義

- ・ 結果判明までの時間が最小限となるため、隔離の早期解除が可能となり、利用者及び職員の負担を軽減できるなど、適切な早期対応が可能となる。
- ・ 「感染者を迅速に発見する」、「感染を拡大させない」という目的のために施設内看護師が検体採取する意義は大変大きい。

4 体制の構築に必要なもの

- ・ 施設内で実施について検討し、統一した方針のもと、施設内の協力体制を整える。
- ・ 施設内看護師に看護協会の研修会を積極的に受講させるなど、感染症対策を含めたレベルアップ、意識の向上を図る。
- ・ 協力病院の医療関係者が施設見学する機会を設けるなど、施設及び施設看護師の業務への理解を深めていただくとともに、日頃からコミュニケーションを取り、信頼関係を築く。